



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

2015年9月26日
電力広域的運営推進機関

需給状況改善のための指示の実施について

当機関は、本日、電気事業法第28条の4第1項に基づき、四国電力供給区域の需給状況改善のため、下記のとおり指示を行いました。

記

- 1 指示を受けた会員の名称
 - ・中国電力株式会社
 - ・四国電力株式会社
- 2 指示の内容
 - ・中国電力は四国電力に17時30分～22時00分の間、最大50万kWの電気を供給すること
 - ・四国電力は中国電力から17時30分～22時00分の間、最大50万kWの電気の供給を受けること
- 3 指示をした年月日及び時刻
 - ・2015年9月26日 16時30分
- 4 指示をした理由
 - ・四国電力供給区域の気候の影響による需要増加等に伴い、広域的な融通を行わなければ、電気の需給の状況が悪化するおそれがあったため。

以上